

第4章 計画の推進に向けて

この計画を実効性のあるものにするためには、行政はもとより、家庭、学校、企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいくことが必要です。

1 それぞれが果たす役割

(1) 県の役割

県は、本計画に基づき、子育てや子どもの豊かな育ちを支援するため、総合的かつ計画的に施策を推進します。施策の推進にあたっては、次世代育成支援対策が行政のみならず、家庭、学校、企業などの取り組みに負うところが大きいことから、それぞれの役割が十分果たされるよう、必要な支援、情報提供を行います。

また、家庭環境など様々な理由で、健やかに成長し、自立していくことに困難を伴ったり、不利な立場に置かれている特別な支援を必要とする子ども・若者やその保護者に対しては、法令で定められた県としての責務を踏まえ、要支援者の個々の実情に応じたきめ細かい支援を行います。

市町に対しては、情報の共有化、技術的・専門的な助言や支援、子育て支援等に関わる人材の育成等を行うなど、市町が施策を円滑に実施できるよう支援を行います。

(2) 市町の役割

市町は住民に最も身近な基礎的自治体として、保育、地域の子育て支援、母子保健、児童虐待防止、学校教育などの分野において、主体的な役割を担っています。関係機関・団体等との連携のもと、各市町は、次世代育成支援行動計画に基づき、住民ニーズに対応したきめ細かな施策を展開していくことが求められています。

(3) 家庭の役割

家庭は、社会を構成する最小単位の集団であり、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、思いやりの心、倫理観など、子どもたちが生きていくうえで必要な能力や規範を身につける場として、極めて重要な役割を担っています。子育てについては保護者が第一義的な責任を有するとの認識のもとに、家庭生活を通じて、子どもの基本的な生活習慣や人間形成などを育むとともに、男女がともに家事や育児を担うなど、家族のきずなを大切にしていくことが求められています。

(4) 学校等の役割

学校、幼稚園、保育所は、子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、また、集団生活を通して、集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係の育成や社会規範意識の習得を図る場でもあります。子どもが学び育つ場として、家庭や地域との連携を図りながら、心身ともに健やかに育っていける環境

づくりを進めるとともに、「生きる力」を育む教育・保育の推進が求められています。

(5) 企業の役割

企業は、職業生活と子育てなどの家庭生活の両立を図るうえで、大きな役割と責任を担っています。次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施、育児休業制度の定着、男性を含めた働き方の見直しなど、子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められています。

また、親と子が利用しやすい設備の充実、子育てを応援するサービスの実施、職場体験の受け入れなど、企業の専門性を活かしながら、地域や学校等で行われる様々な子育て支援活動や教育活動に対して積極的に参画することが期待されます。

(6) 県民の役割

子どもや若者は地域に明るさと喜びをもたらす貴重な存在であるとともに、将来の滋賀に新たな活力を生み出す頼もしい存在であるという認識のもと、県民一人ひとりが子育てや子ども・若者の育ちや自立に関心を持ち、支えていくことが求められます。

地域においては、近隣や自治会、子育てサークルなどの団体が相互に連携を図り、子育て家庭や子ども・若者の育ちに積極的に関わるとともに、多様な活動の場の提供や安全対策など、みんなで子ども・若者の育ちを支え、応援していくことが期待されます。

また、児童虐待防止の観点からも、地域全体で子育て家庭に関わることは大切であり、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、関係機関に通告する義務を果たすことが求められます。

2 計画の推進体制

(1) 県における推進体制

子どもの育ちや多様化する県民のニーズや課題に対応するためには、教育・福祉・労働などの分野を超えた連携が必要です。県では、庁内推進体制として「滋賀県子ども・青少年施策推進本部」を中心に、関係部局の相互の連携を図りながら、総合的な取り組みを進めます。

(2) 企業や民間団体等との連携

企業において、一般事業主行動計画等に基づく、仕事と子育ての両立支援の取り組みや若い世代の雇用の促進が一層図られるよう、労働局や経済団体、企業等と連携・協力しながら積極的な啓発活動を進めます。

また、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性を踏まえ、企業や民間団体等の専門性や機動力を活かした子育て支援活動や協働によるネットワークづくりなどの取り組みが、各地域で積極的に展開されるよう協力・連携を図っていきます。

(3) 国および市町との連携

子育てのための手当制度や奨学金制度などによる経済的支援策については、国の基本政策として充実が図られるよう、国に対して、制度の改善や財源措置等について積極的に政策提

案していきます。

また、市町において、市町村行動計画に基づく取り組みが円滑に推進されるよう、情報の共有化、広域的な観点からの調整、市町に対する技術的・専門的な助言や支援、子育て支援等に関わる人材の育成や資質向上などを推進します。

3 点検評価・進行管理・計画の見直し

(1) 点検評価・進行管理

計画の推進にあたっては、P D C Aサイクル(計画 - 実施 - 評価 - 改善検討)の考えに基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について、子育て当事者や子ども・若者育成支援施策に関係する団体、経済・労働関係団体、市町等多様な主体の参画のもと、点検評価を行います。

また、その結果を広く県民に公表するとともに、翌年度以降の施策の展開に反映させながら、社会経済情勢の変化などに対応した実効性のある計画の推進を図ります。

(2) 計画の見直し

国の制度改正や社会経済の情勢、滋賀県の子ども・若者育成を取り巻く状況の変化に対応するため、計画の内容について、必要に応じて見直しを行うとともに、見直し結果を施策に適切に反映していきます。